様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年12月3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） せーらーこうこくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 セーラー広告株式会社  （ふりがな） むらかみ　よしのり  （法人の場合）代表者の氏名 村上　義憲  住所　〒760-8502　香川県高松市扇町2丁目7番20号  法人番号　9470001002353  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営方針   ②DXの取り組み | | 公表日 | 1. 2022年6月27日 2. 2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  IR情報／中期経営方針・DXの取り組み  ①中期経営方針／マーケティングデザイン  ②DXの取り組み／トップメッセージ  <https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html> | | 記載内容抜粋 | ①社会のデジタル化は多くの業界に影響を与え、既存事業の見直しや新しい価値を顧客に提供する動きが活発になりました。そして、過去、主流であったマス媒体を中心としたコミュニケーション活動は、デジタル化の進展やワークスタイルの変化によって激変し、インターネット広告費は各業界のデジタルシフトを背景に毎年好調な伸びを示しています。また、当社グループが事業を営むローカルエリアにおいては、少子高齢化や労働力不足など解決すべき課題が数多く存在しています。  このようなデジタル化や少子高齢化で社会が大きく変化する時代にあっては、お客さまは経営全般の課題解決策を求めるようになり、そのような提案を実行することが顧客第一の精神となります。  そこで、当社グループにおきましては、「お客さまの経営課題の解決に繋がる戦略を設計し、共に実践するパートナーになること」を今後の当社グループの在り方と定義し、これを『マーケティングデザイン』と称して「既存事業の収益改善」と「新しい事業領域の開発」に取り組んでいます。  ② デジタル化の波は、我々の業界にも大きな変化を生み出し、遅れを取ることなく着実に対応しなければなりません。そこで、当社においてもDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。  当社は、業務の⾒える化・顧客理解の深化・ナレッジの共有化の3つを柱に、進めていきます。これらの取り組みで、既存の常識や枠組みを打破し業務の連携を強めて⽣産性を⾼めたり、経営データの可視化によるスピード経営や的確な意思決定を可能にするシステムの基盤整備を進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②ともに取締役会で承認を経て、該当文書を公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営方針   ②DXの取り組み | | 公表日 | 1. 2022年6月27日   ②2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | IR情報／中期経営方針・DXの取り組み  ①中期経営方針／デジタル領域への取り組み   1. DXの取り組み   <https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html> | | 記載内容抜粋 | ①国内広告業界のインターネット広告売上高は年々増加を続け、当社グループ商勢圏においても、各企業におけるマーケティング活動のデジタル領域へのシフトが加速したこともあって、当社グループのデジタル領域の売上高も前年を上回る結果となっています。  このような中で、当社グループは、デジタル領域全般の受注拡大をより加速させるため、デジタルマーケティング分野の提案強化やデジタル技術を活かした新規事業の企画提案に取り組んでいます。引き続き、デジタル化によるコミュニケーション活動の変化に対応した提案に努め、お客さまの成長に貢献できる真のパートナーを目指してまいります。  ②業務効率化と顧客体験の向上を目的に、以下の３つの戦略を当社ＤＸの柱としました。  ◉業務の見える化  営業や制作活動の生産性・効率性の向上や、経営情報の見える化による意思決定の迅速化を図ります。  ◉顧客理解の深化  最新の顧客情報や活動履歴から、部門横断的な顧客理解を深めニーズにあった提案活動を実現します。  ◉ナレッジの共有化  企画提案、クリエイティブ等の業務の成果物等を蓄積し、提案品質の向上と業務の効率化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②ともに取締役会で承認を経て、該当文書を公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  IR情報／中期経営方針/DXの取り組み「DX推進体制」  https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html  IR情報／中期経営方針/当社グループの対処すべき課題  https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  ◉社内に委員会を設置  DX戦略を全社横断的に進めていくための委員会を設置。「業務の見える化」は総務局、「顧客理解の深化」は営業局、「ナレッジの共有化」は企画制作局を中心に設置し、全社横断的な推進を図ります。  ◉外部連携  迅速な構築のため外部の開発会社との連携を図ります。  対処すべき課題  ◉クリエイティブスタッフの高付加価値化  クリエイティブスタッフの高付加価値化から「既存事業の収益改善」に取り組む。  個性豊かなクオリティの高い作品を創出する。  新しいものを生み出す「創造力」や独自の発想で何かを作り出す「独創力」を兼ね備えた人材を育成していく。  ◉課題解決型営業の推進  お客さまの経営課題の解決策をお客さまとともに考える課題解決型営業を継続して推進する。  1.リアルの価値にデジタル技術を融合したより具体的で高度化した提案活動に取り組む。  グループ内ウェブ解析士　2023年　51名 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  IR情報／中期経営方針・DXの取り組み「DX戦略」<https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html> | | 記載内容抜粋 | ◉「業務の見える化」は社内情報の統合化を図り、BIツールにより経営情報をリアルタイムで把握できるシステムを整備します。  ◉「顧客理解の深化」はSFAを導入し、顧客情報と活動履歴の一元管理を行います。  ◉「ナレッジの共有化」は企画提案やクリエイティブの成果物をストックし、適時的確に抽出できるデータベースを構築します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  IR情報／中期経営方針・DXの取り組み「達成度を測る指標」  <https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html> | | 記載内容抜粋 | 以下の観点から、それぞれの戦略ごとに達成度を測ります。  ◉業務の見える化／社員ごとの生産性向上、意思決定スピードアップ  ◉顧客理解の深化／顧客への最適提案の実現  ◉ナレッジの共有化／企画提案のスピードアップ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年9月26日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  IR情報／中期経営方針・DXの取り組み「1.トップメッセージ」<https://www.saylor.co.jp/ir/midtermpolicy.html> | | 発信内容 | デジタル化の波は、我々の業界にも大きな変化を生み出し、遅れを取ることなく着実に対応しなければなりません。そこで、当社においてもDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。  当社は、業務の⾒える化・顧客理解の深化・ナレッジの共有化の3つを柱に、進めていきます。これらの取り組みで、既存の常識や枠組みを打破し業務の連携を強めて⽣産性を⾼めたり、経営データの可視化によるスピード経営や的確な意思決定を可能にするシステムの基盤整備を進めます。  社員が社内にある情報を「いつでも」「欲しいものが」「欲しい形で」得られ、定型的作業の負担を軽減して社員がより付加価値の高い業務に集中できる環境を整えます。そして⼈員の再配置を可能とし、中期経営⽅針を加速させます。  今後もお客様のよきパートナーとして進み続けるためにデジタルの力を活用して、仕事のやり方を変えたり業務を効率化するだけではなく、お客さまへの提案が幅広くなったり新しいサービスを届けるようになって当社の変化を実感してもらう。これが当社のDXの取り組み方針であり、このＤＸの取り組みを絶え間なく推進することで「マーケティングデザイン」の実現を図ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 6月頃　～　現在  継続実施中です。 | | 実施内容 | DX推進プロジェクト(2022年6月〜)にて検討し、当社を取り巻く環境の認識、当社の果たすべき使命から当社の課題を設定し、DX戦略の検討を行いました。その過程で「DX推進指標」による自社の評価を行い、IPAの自己診断結果入力サイトへ入力しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年7月頃　～2024年8月頃 | | 実施内容 | 令和4年7月に外部からセキュリティ監査を実施し、以下の取組をいたしました。  ・セキュリティポリシーの見直し  ・エンドポイントセキュリティ対策ソフトの運用強化  外部監査については、本社にて実施し、現状の把握から課題抽出をおこないました。  以降、顕在化したリスクについてはセキュリティツール及び社内の教育訓練等を継続します。  今後も運用状況をモニタリング・監査を行いセキュリティリスクへの対応を進めていきます。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。